自治体職員のための政策法務入門

~公共政策立案に必要な法的知識の修得を目指して~

応用的行政手法2

鹿児島大学教授 宇那木正寬

帀民協働手法 3

り組むものです。 者と行政が協議により主体的に協働して公共 的な課題を解決するために役割を分担し、 市民協働手法とは、市民・市民団体や事業 取

間の協働に行政が協力するタイプもあります。 定めるものなどがあります。 動の種類を定めるもの、 市民協働手法には、 協働する団体や協働活 支援の理念や計画を

行政と市民との間の協働だけではなく、

市民

2

(市民協働条例①)

○佐倉市市民協働の推進に関する条例

第 13 条 に市民により構成された団体であって、 (市民協働事業の実施 市は、 市民公益活動の実施のため

学回のホイン

私人間協定手法について紹介します。 手法、同意手法、説明会手法、行政協定手法、 今回は、応用的行政手法のうち、市民協働

- 2 ることができる。 (4) 前3号に掲げるもののほか、 (3) その設置の目的が第10条第3号に (1) 団体の運営及び代表者の選考方法 掲げる活動を含むものでないこと。 は別に管理されていること。 に関する規程が定められていること。 団体の財産がその構成員の財産と 規
- も該当しなければならない。 (1) 市民公益活動団体が主体となる事 市民協働事業は、次の各号のいずれに で定める要件を満たしていること。

劕

- (2) 地域の活性に資する事業又は社会 若しくは地域における課題の解決が図 業であること。 られる事業であること。
- (3)第10条第3号に掲げる活動に該当 市民協働事業の種類は、 しないこと。 次のとおりと

3

う。)について、 次の各号のいずれにも該当するもの 施する事業(以下「市民協働事業」とい 下「市民公益活動団体」という。)が実 連携し、 及び支援をす 以

する。

- めに市長に提案する事業知識及び技術をまちづくりに生かすた
- 用することができるものとして募集す市民公益活動団体の知識及び技術を活

【市民協働条例②】

○大津市「結の湖都」協働のまちづくり推

(協働事業の推進)

第12条 市民・市民団体、事業者及び市は、第12条 市民・市民団体、事業者及び市は、

- 2 市は、市の業務のうち市民・市民団体及び事業者が有する専門性、地域性等の 及び事業者が有する専門性、地域性等の は、当該業務を委託し、又は当該業務へ の提案等の機会を確保するよう努めるも
- 3 市は、市民・市民団体及び事業者が多ための仕組みを整備するよう努めるものための仕組みを整備することができる

(大津市協働推進計画

第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計

上に当たっては、次条に定める委員会の2 市長は、推進計画の策定、変更及び廃

意見を聴くものとする。

- 表するものとする。 又は廃止したときは、速やかにこれを公 で長は、推進計画を策定し、変更し、
- 4 市長は、毎年度、推進計画に基づいて

同意手法

同意手法とは、許認可権を持つ行政庁が許同意手法とは、許認可権を持つ行政庁が許別権者などに同意を得ることを求めるものです。同意手法は、後述する私人間協定手法とす。同意手法は、後述する私人間協定手法といて留保を付すことなく単純に同意のみを与えるという点で異なります。

うリスクがあります。
く、同意権者が合理的な判断ができないといく、同意権者が合理的な判断ができない場合も多れないまま同意をせざるを得ない場合や個別れないまま同意をせざるを得ない場合や個別

【同意取得を義務付ける例】

○柏崎市ペット葬祭施設の設置等に関する

条列

(許可の基準)

第6条 市長は、第3条の許可をしてはの各号のいずれにも適合していると認め

所に設置されるものであること。持等の見地から、適当と認められる場(1)周辺の生活環境及び公衆衛生の保

(2) ペット葬祭施設の設置に係る土地 意を得ていること。 の隣接土地所有者及び地元町内会の

置等指導要綱のように同意取得は形式上、 このため、 となるといった問題点も指摘されています。 から、事業活動の自由を不当に規制する原因 同意権者の自由意思に委ねる手法であること 政指導として求められることが一般的です。 他方で、 次の岡山市産業廃棄物処理施設設 同意手法は、 事業者の権利行使を

○岡山市産業廃棄物処理施設設置等指導要綱

(設置等の協議

第3条 承認を受けるものとする と協議 2の5第1項の許可の申請の前に、市長 第1項、 第1項、 する者は、 「施設の設置等」という。)をしようと 処理施設の設置又は変更(以下「処 (以下「事前協議」 第15条第1項若しくは第15条の 第14条の4第6項、 法第14条第6項、 という。)し 第14条の5 第14条の2

(事前計画書

第8条 み替えるものとする。以下この条におい 例第6条に規定する「事業計画書」と読 指示事項に対する措置を終了した後に、 次に掲げる事項を記載した事前計画書 (様式第2号。設置計画者にあっては条 協議者は、 前条第1項に規定する

て同じ。)を市長に提出するものとする。

中略

2

副本を提出するものとする。 添付し、正本1部及び指定された部数の に掲げる書類及び図面を前項の計画書に 議者は、 計画書に添付するものとする。また、協 住民及びその他の利害関係者(以下 元住民等」という。)の同意書を前項 協議者は、 「事前計画書添付書類 隣接する土地所有者、 一覧表 周辺 地

(地元住民等の同意書)

第9条 意書をいう。 の同意書とは、 前条第2項に規定する地元住民等 次の各号に定める者の同

- $\widehat{1}$ 隣接の土地の所有者
- $\widehat{2}$ 地元住民の代表者
- 3 放流先の水利関係者

組み合わせて用いられることが少なくありま す。後述の行政協定手法や私人間協定手法と るコミュニケーションを義務付けるもので の実施等による情報開示や、それを前提とす 着手前に事業者に対し、 民の不安を解消するため、あらかじめ、事業 紛争を予防し、あるいは事業の実施に伴う住 説明会手法とは、住民と事業者間における 住民に対する説明会

【説明会手法の例①】

○京都市中高層建築物等の建築等に係る住 環境の保全及び形成に関する条例

(建築計画の説明

第 12 条 住民に説明しなければならない。 築計画について、別に定める事項を近隣 中高層建築物等の建築主等は、 建

【説明会手法の例②】

○鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続 る条例 の適正化及び紛争の予防、 調整等に関す

(事業計画の周知

第 10 条 関係住民に対し、 知計画に基づく説明会の開催等により、 事業者は、前条の縦覧期間内に周 事業計画の周知を図ら

説明会手法 5

なければならない。

3 卸事は、第1頁の競月会の開催犬兄と項は、規則で定める。
2 説明会の開催方法等に関して必要な事

3 知事は、第1項の説明会の開催状況を お事は、第1項の説明会の職員を立ち会わせ
は、当該説明会にその職員を立ち会わせ
るとともに、関係市町村の職員の立会い

行政協定手法

というものです。
し、当該協定に基づいて政策課題に対処する行政主体が私人と同等の立場で協定を締結

ることができます。協定を始めとする規制的領域のものと公害防止を始めとする非規制的領域のものと公害防止と締結する協定は、その性格から、給付行政とのは必要がある。

説は、 に反するものではないとします。 す。これに対し契約説は、協定の契約的側面 制を協定によって事業者に賦課することは 律に実施されるべきであり、これを超える規 める契約説などの学説があります。紳士協定 については、 の法的効果が問題となります。この法的効果 負うこととなっても「法律による行政の原則 士協定説、 法律による行政の原理」に違反するとしま このうち規制的領域における契約について 「法律による行政の原理」との関係でそ 規制的行政は法律や条例に基づいて一 法令が定める基準を超える義務を 一般の契約として法的拘束力を認 協定の法的拘束力を否定する紳

公害防止協定に関しては、契約説に立ち、

廃棄物処理法の趣旨に沿わないこと等を理由 理〕法に何ら抵触するものではない」とし、 止されることがあったとしても、 が効力を有する期間内に事業や処理施設が廃 限を定める公害防止協定に基づいて、 この事件は、 53頁)があり、実務上の決着はついています。 棄しました。 に協定の法的拘束力を否定した原審判決を破 な判断で行えることであり、その結果、 る旨を約束することは、処分業者自身の自由 方に対し、その事業や処理施設を将来廃止す 業者が、公害防止協定において、協定の相手 差止めを求めたものです。同判決は、「処分 高裁判決 る産業廃棄物最終処分場使用差止請求事件最 行政主体による協定内容の司法的実現を認め (旧福間町)が産業廃棄物最終処分場の使用 (最判平21・7・10判時2058号 産業廃棄物最終処分場の使用期 〔廃棄物処 福津市

をころで、当事者間の合意により設定される協定上の義務は、公益実現を目的とし法令のです。このため、公益実現を目的とし法令のです。このため、公益実現を目的とし法令る訴えは「法律上の争訟」ではないから不適法であるとした宝塚市パチンコ店等建築規制法であるとした宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件最高裁判決(最判平14・7・9民集条例事件最高裁判決(最判平14・7・9民集

前述の公害防止協定についての最高裁判決 においては、当事者間の合意に基づく義務の においては、当事者間の合意に基づく義務の

行政協定手法は、契約自由の原則により、行政協定手法は、契約自由の原則により、行政協定といえども契約自由の原則を尊重して事力である。なが、一般的です。とでしょう。なお、行政は定といえども契約自由の原則を導出して事業者の協定締結については、努力義務とされるのが一般的です。

【行政協定手法の例】

○仙台市公害防止条例

第33条 振動、 汚染、 業者と協議し、 るために必要があると認めるときは、 生ずるおそれがある場合において、 の健康を保護し、又は生活環境を保全す 市長は、事業活動に伴って大気の 地盤の沈下又は悪臭が生じ、 水質の汚濁、 公害の防止に関する協定 土壌の汚染、 騒音、 又は 市民 事

の締結に努めるものとする。

遵守しなければならない。
3 前項の規定による協議の申出を受けた

定期預金の払戻請求権に質権が設定されます。 行政協定の場合、協定不履行の場合における実効性確保についても当事者間の合意による実効性を保証するため 第21条第2項に基づき締結する協定では、整 第21条第2項に基づき締結する協定では、整 第21条第2項に基づき締結する協定では、整 第21条第2項に基づき締結する協定では、整 第21条第2項に基づき締結する協定では、整 第21条第2項に基づき締結する協定では、整 第21条第2項によったの に、みどりの保全協定実施要領第4条第2項 に、みどりの保全協定を関係を定し、当該

○みどり豊かでうるおいのある県土づくり

(目的)

条 例

(香川県

第1条 どり豊かでうるおいのある県土づくりを 能の重要性にかんがみ、 ん養、 その森林等の占める割合が低く、 な土地利用の調整を行うことにより、 とともに、 みどりが有する県土の保全、水資源のか 土地利用が行われている本県において、 の下、 この条例は、狭あいな県土を有し、 地球温暖化防止その他の公益的機 県土の計画的な緑化を推進する みどりを保全するために必要 県民の参加と協 高度な

ことを目的とする。図り、もって快適な環境の確保に資する

(土地開発協議者の緑化義務

第21条 土地開発協議者は、開発計画に係

を内容とする協定を締結するものとする。域のみどりの保全を図るために必要な事項土地開発協議者と開発計画に係る開発区知事は、必要があると認めるときは、

2

私人間協定手法

協定には、国又は自治体と事業者間だけで協定には、国又は自治体と事業者間が紛争を予防することないがあります。こうした私人間協定手法は、のがあります。こうした私人間協定手法は、

締結は努力義務として定められます。自由意思に委ねることが原則なので、協定のを行います。ただし、協定の締結は当事者のを行います。ただし、協定の締結は当事者のので、行政目的実現の観点から指導・助言

いった点は問題にはなりません。「法律による行政の原理」に反するか否かとなお、私人間協定は私人間の契約なので、

【私人間協定手法の例】

争の予防と調整に関する条例○浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛

(環境保全協定の締結)

第14条 設置者は、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上とする協定(以下「環境保全協定」といとする協定(以下「環境保全協定」といければならない。

(1) 廃棄物処理施設の設置等の場所

- (2) 廃棄物処理施設の種類
- (3) 廃棄物の種類
- (4) 廃棄物処理施設の処理能力
- 置、構造等に関する計画(5)廃棄物処理施設の設置等に係る位
- 策に関すること。
- ての適正な配慮に関すること。 が必要であると認められるものについ活環境の保全について特に適正な配慮 に、その利用者の特性に照らして、生
- (8) 排ガスの性状及び放流水の水質の(9) 排ガスの性状及び放流水の水質のの性状をいう。以下同じ。)、放流水のの性状をいう。以下同じ。)、放流水のの性状をいう。以下同じ。)、放流水の水質等について関係地域の生活環境の保全のため達成することとした数値保全のため達成することとした数値
- で定める事項 (10) 前各号に掲げるもののほか、規則測定頻度に関する事項
- 2 環境保全協定の締結行為は、設置者(法

じさせることができます。

- の代表者が行うものとする。人にあっては、その代表者)と関係住民
- 3 関係住民は、環境保全協定の締結につ
- 4 市長は、環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な指導又は助言を行うものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条の2又は第7条の2に規定する廃棄物処理施設である場合に規定する廃棄物処理施設である場合において、調整委員のうち第19条第2項第1号及び第2号に規定するものの意見を聴かなければならない。するものの意見を聴かなければならない。
- 6 設置者は、環境保全協定を締結したと 全協定に参加することができる。全協定に参加することができる。
- 対力を協定当事者以外の第三者に対しても生行政庁の認可という行政行為によって協定のように、準法第69条以下に定める建築協定のように、進法第69条以下に定める建築協定のように、建築基当する。

す。 第三者に及ぼすものです。 が認可することによって、 例として、山武市残土の埋立てによる地下水 水質の汚濁の防止に関する条例がありま こうした建築協定と同様の手法を用いた条 同条例は、 私人間で締結した協定を市長 当該協定の効力を

目的とする土地の提供を事業者にしない」と を新たに所有するに至った者も「残土埋立を において、当該協定の対象となっている土地 の土地所有者間で定められ、認可された場合 を事業者にしない」という協定が一定の地域 いう協定上の義務を負うことになるわけです。 例えば、「残土埋立を目的とする土地の提供

○山武市残土の埋立てによる地下水の水質 の汚濁の防止に関する条例

(地下水保全協定

第 29 条 下水保全協定」という。)を締結し、 水の水質の保全に関する協定(以下 図るため、その全員の合意により、 に対抗できる者に限る。以下この章にお 長の認可を受ける事ができる。 所有者等(その権利を登記により第三者 て同じ。) は、 相当規模の一団の土地に係る土地 地下水の水質の保全を 地下 地 市

2

- 2 地下水保全協定においては、次に掲げ
- る事項を定めなければならない。 (1) 地下水保全協定の代表者その他の

- (2) 地下水保全協定の対象となる土地 の区域
- (3) 地下水の水質を保全するために必 要な事項
- (4)地下水保全協定に違反した場合の 措置及びその手続

があるものとする。

5 地下水保全協定の有効期間

(地下水保全協定の認可

第 30 条 地下水保全協定の認可の申請が次の各号 に該当するときは、当該地下水保全協定 を認可しなければならない。 市長は、前条第1項の規定による

- (1) 申請手続がこの条例及びこの条例 に基づく規則に違反しないこと。
- (2) 対象となる土地の利用を不当に制 限するものでないこと。
- (3) 前条第2項第3号に掲げる事項が 安全基準及び構造基準に反するもので
- ときは、その旨を公告し、 らない。 なった土地の区域内に明示しなければな 般の閲覧に供するとともに、その対象と 下水保全協定の写しを市役所に備えて一 市長は、前項の規定による認可をした かつ、当該地

(地下水保全協定の効力

第 31 条 した土地所有者等に対しても、その効力 告があった地下水保全協定は、その公告 の対象となった土地について権利を取得 のあった後において当該地下水保全協定 前条第2項の規定による認可の公

するという特徴的なものです。 事項の一部が条例の内容 います。これは、私人間協定という私的約束 許可要件として溶け込む制度設計がなされて 容が事業者が埋立事業を行おうとする場合の さらに、 山武市条例では、 (許可要件) 私人間協定の を構成

○山武市残土の埋立てによる地下水の水質 の汚濁の防止に関する条例

(許可の基準)

第 13 条 埋立事業許可をしてはならない。 場合にあっては、次に掲げる基準に適合 していると認めるときでなければ、 が第10条第1項の規定によるものである 市長は、 残土埋立事業許可の申請 残土

〈中略〉

(残土埋立事業許可の基準の特例

第 32 条 第2項の規定の適用については、これら ている場合において、第13条第1項及び 公告があった地下水保全協定が締結され として第30条第2項の規定による認可の 残土埋立事業区域内の土地を対象

注

「次に掲げる基準(当該残土埋立事業区「次に掲げる基準(当該残土埋立事業区域内の土地を対象として締結されている地下水保全協定が定める地下水の水質を保全するために必要な事項で残土の埋立てに係るもののうち、市長が第30条第2項の規定により当該地下水保全協定を認可した旨を公告する際に同時に指定したものを含む。)」とする。

どうかは建築確認とは関係ありまません。は異なり、建築協定の内容に適合しているかは異なり、建築協定の内容に適合しているのといますが、山武市条例が地下水保全協定に適いますが、山武市条例が地下水保全協定に適

定されないからである。
民」(自治体の区域内に住所を有する者)に限的に使われている。これは協働する主体が「住(1)「住民協働」ではなく「市民協働」が一般

- 7号(2007)1-35頁がある。 して、北村喜宣「同意制条例」自治総研33巻(2) 同意制システムの問題点を指摘するものと
- (3)協定を締結した事業については、当該協定に基づき開発区域の整備緑化を行うものとし、緑化を保証するために必要な措置をとらなければならない。必要な措置とは保証であり、当該保証は、緑化費用の額を事業者が知事と協議して定める金融機関に定期預金として預入し、香川県が質権を設定することにより行うものとしている(みどりの保全協定集り行うものとしている(みどりの保全協定集分でである。
- (4) 大阪高判昭56・5・20判タ449号75頁は、 を高度に維持増進する等建築物の利用を増進 住宅地としての環境又は商店街としての利便 りも厳しい制約を定めることに合意し、 設備に関し建築基準法その他の法令の規制よ 土地の所有者等がその土地上の建築物の敷 建築協定の法的性格について、「協定区域内の を相互に負担しあうことにより、 の規制以上の一定範囲の作為又は不作為義務 位置、 かつ土地の環境を改善するなどの目的を 構造、 用途、 形態、 意匠又は建築 協定区域の 法令

5 42-87頁がある。 例から―」鈴木庸夫先生還暦記念 条例案について」自治総研2巻3号(2002) てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する 92-95頁、 例」法令解説資料総覧263号 による地下水の水質の汚濁の防止に関する条 162-176頁、 下水保全における住民協働―旧山武町残土条 達成しようというもの」であるとしている。 哲學』(ちば自治体法務研究会、2009) 同条例を解説するものとして、 山武条例研究会「山武町残土の埋立 同 「山武町残土の埋立て $\begin{array}{c}
2 \\
0 \\
0 \\
3
\end{array}$ 戸村利 『政策・法

(6) 戸村・前掲注(5) 法令解説資料総覧263号9項は、「例えば、『残土埋立による土地をた土地があり、この土地を含む事業区域の残た土地があり、この土地を含む事業区域の残土埋立事業許可申請が提出された場合、たとえ、土地所有者が変わって『私は残土の埋立てに土地を提供します』と承諾したとしても、保全協定の効力は担保され、町長は不許可と保全協定の効力は担保され、町長は不許可とすることになる」と解説する。

85 ◆自治体法務研究 2016・冬